





とともに、荷主の関与の蓋然性が高いと考えられる違反行為については、行政処分の有無にかかわらず早期に荷主に対し協力要請を行うなど、制度の見直しを行い7月1日から運用を開始します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000129.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000129.html)



**【3. 自動車事故対策費補助金の申請受付を開始いたします！】**

(新着情報)

国土交通省自動車局では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取り組みを支援するため、自動車事故対策費補助金の申請受付を開始いたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000317.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000317.html)



**【4. 貸切バス事業者に対する監査の実効性向上について～悪質事業者等への継続監視の重点化を一層進めます～】**

(配信日：H29. 6. 9)

平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を受けて取りまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえ、貸切バス事業者に対する国の監査対象を継続的な監視が必要な事業者に重点化するため、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について（自動車局長通達）」を改正します。

(具体的な改正内容)

○過去に重大な事故を引き起こしたことや、重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により継続的な監視が必要な事業者を把握し、国の監査対象事業者として位置付けます。

○継続的な監視が必要な事業者については、毎年度1回以上の監査を実施します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000311.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000311.html)



**【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】**

発行 国土交通省自動車局安全政策課

- \* このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せください。  
よくある質問（配信登録の解除方法等）  
（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）
- \* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。  
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。  
（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

#### 【参考】

- \* 自動車局ホームページ  
（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）
- \* 自動車の不具合情報はこちら  
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
  - ・ ホームページ受付  
（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/hotline.html> ）
  - ・ フリーダイヤル受付 0120-744-960  
（平日9:30～12:00 13:00～17:30）
  - ・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）
- \* 自動車のリコール等の通知等があったときは！  
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

